

令和4年度第2回

和泉市都市計画審議会

報告資料

目 次

報告 番号	案 件 名	ページ
1	(仮称) 和泉市景観計画の策定について	1

報告　（仮称）和泉市景観計画の策定について

(仮称) 和泉市景観計画の策定について

1. 景観計画とは

平成16年に施行された「景観法」に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」をいう。景観まちづくりを進める基本計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定める。

2. 策定の背景及び主旨

現在、本市は市域の一部が「大阪府景観計画区域」に指定されており、これらの区域内で、一定規模以上の建築物（工作物）の建築等を行う際には、大阪府への景観法に基づく届出が必要となっている。

しかしながら、届出の対象となる行為は限定的で、本市の実情とは乖離する部分があり、良好な景観形成に向けた課題となっている。

よって、本市において地域の特性に調和した良好な景観まちづくりを推進するため、「(仮称) 和泉市景観計画」の策定に取り組む。

3. 府内の状況

43市町村中18市町が景観計画を策定（令和4年3月末時点）

4. 検討体制

和泉市景観計画策定委員会の設置

学識経験者・関係団体・公募市民などで構成

5. スケジュール

令和4年度 和泉市景観計画策定委員会の開催（～令和5年度）

和泉市景観計画（素案）の策定

令和5年度 パブリックコメント

大阪府協議（景観行政団体への移行）、景観条例の制定

都市計画審議会の意見聴取、景観計画及び景観ガイドラインの策定